

## 「としま・まちごと福祉支援プロジェクト」セミナー（2020年11月開催）ご報告

11月19日（木）、家族信託・相続が専門の司法書士 村山澄江さんを迎えて「安心のセカンドライフのために、知っておきたい家族信託・任意後見の基礎知識」が行われました。

例えば、家族の誰かが認知症になり銀行のカード番号が分からなくなった場合、たとえ家族でもお金がおろせなくなるとか、正式に贈与されていない家の売却はできないということをご存知ですか？ 長寿になった現代、いつまでも元気で頭もしっかりして長生きならば良いのですが、誰もが認知症になるかもしれないという不安を抱えていると思います。認知症になってからの介護生活が長引きした場合の介護費用を考えると、自分の将来を含めて不安になる一方です。

そうした不安をもつ方の場合「成年後見人制度」という制度を利用する方もいらっしゃいます。しかし、これがなかなか利用するにはハードルが高い制度なのです。

### 【成年後見人制度は】

- ・誰が後見人に選ばれるかわからない（親族ではなく専門職が選ばれる率が高い（7割））
  - ・専門職が就いたら報酬が発生する（最低でも年24万円～）
  - ・自宅売却には、家庭裁判所の許可が必要 ・本人が死亡するまで続く ・生前贈与できない
- これでは、これから高齢化社会を迎える一般家庭には向かないような気がします。

### 【家族信託は】

- ・信託とは信用する人（家族）に財産を任せる事  
委託者（任せる人） 受託者（託される人） 受益者（利益を受ける人）
- ・登記簿謄本の権利者の部分を書き換えられる（所有者（父）から受託者（息子）へ）
- ・信託目録に明記される

つまり、生前贈与することなく、家の権利を家族に譲渡できるんですね！

- ・家を売却して施設費用に充てる ・親が認知症になっても売りに影響がない
  - ・信託専用口座で子が管理する ・贈与税がかからない ・固定資産税通知は子に送られる
- などができるようになります。

他にも様々なオプションがあり、一種の見守りサービスのようなことも行っているそうです。もちろん「家庭の状況に応じて家族信託を考えることが必要」と先生はおっしゃいました。

村山澄江さんは家族信託についてわかりやすく漫画で解説されていますのでそちらを是非ご覧になってください。

ダウンロードはこちらから

<http://sumi-smile.com/10043.aspx>



村山澄江さん



100年コミュニティ 検索

facebookご登録を  
お願いいたします。



一般社団法人  
コミュニティネットワーク協会

100年コミュニティ 検索

<https://conet.or.jp>

